

<指定ごみ袋制度 Q & A>

- Q1 いつから始まるの？
A1 令和6年10月1日から始まる予定です。これまでのごみ袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日からは指定袋制度に完全移行する予定です。
- Q2 今後、ごみを捨てる時は全て指定袋を使わなければならないの？
A2 指定ごみ袋制度は「燃やすごみ・可燃ごみ」だけが対象です。それ以外のごみはこれまでどおりに排出していただけます。
- Q3 今までのごみ袋は使えなくなるの？
A3 「燃やすごみ・可燃ごみ」を排出する際は、指定袋を御利用ください。
但し、指定袋制度が始まって、燃やすごみ・可燃ごみ以外のごみ（容器包装プラスチック等）を排出する場合には、これまでのごみ袋が引き続き使用できます。
- Q4 指定袋はどこで買えるの？
A4 これまでどおり、小売店（スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア等）で購入できる見込みです。
- Q5 指定袋の価格はいくらの？
A5 指定する仕様を満たすごみ袋を製造できる複数の製造業者が製造し、これまでの流通販売経路を通して多くの小売店で販売する方式を採用します。自由競争によって指定袋の価格が低減することを期待していますが、小売店によって販売価格は異なります。
- Q6 指定袋を導入すると本当にごみが減るの？
A6 指定袋制度は、既に多くの自治体で導入されており、ごみ減量に対して一定の実績があります。しかし指定袋を使うだけで自動的にごみが減るわけではなく、一人ひとりが分別を徹底したり、ごみを出さないことを意識していただくことで、はじめて効果があります。皆様の御協力をお願いいたします。
- Q7 指定袋を使っても分別が不十分だと回収してもらえないの？
A7 分別されていない場合は従来と同様に、ルール違反として回収されません。分別とごみの減量化に御協力をお願いいたします。
- Q8 経済負担が増えるのは困ります。
A8 一定のごみ減量化効果があり、ごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」を採用しました。市町や家庭系と事業系を共通の袋にしてスケールメリットが働きやすいようにするなど、できる限り経済負担が少なく済むような制度設計としています。
- Q9 指定袋を導入すると、収集所の管理負担が増えそうで心配です。
A9 できる限り指定袋の価格が高ならないような制度設計にしています。収集所の管理の仕方は指定袋制度の導入前後で変わりませんが、地域においても分別とごみの減量化への御協力をお願いいたします。

<概要版>

小山市・下野市・野木町・小山広域保健衛生組合
燃やすごみ・可燃ごみ 指定ごみ袋制度基本方針（案）

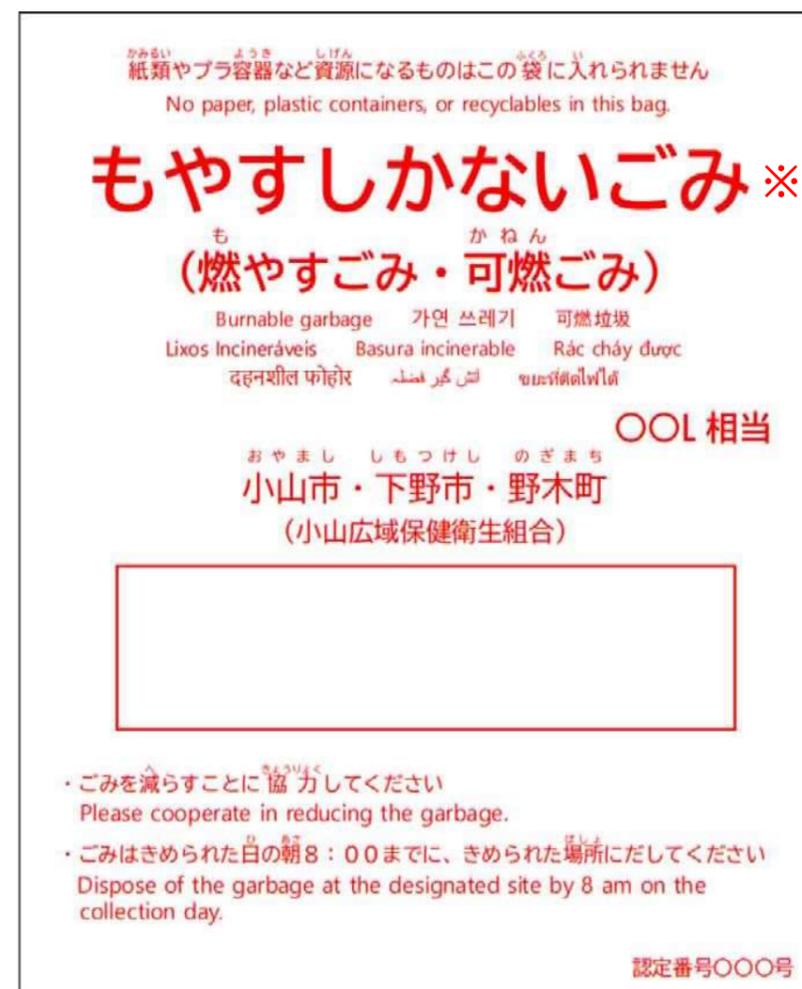
【指定ごみ袋制度とは】

ごみを排出する際に自治体が指定した袋を御利用いただく制度です。現在、燃やすごみ（可燃ごみ）の中に約20%含まれている紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、燃やすごみを削減することを目的にしています。

今回の制度では袋の価格にごみ処理手数料を含まない、単純指定袋制度としています。

【指定袋のデザイン】

○容量：15L、30L、45L、70L 相当



○形状：平型またはU字型（取っ手つき）

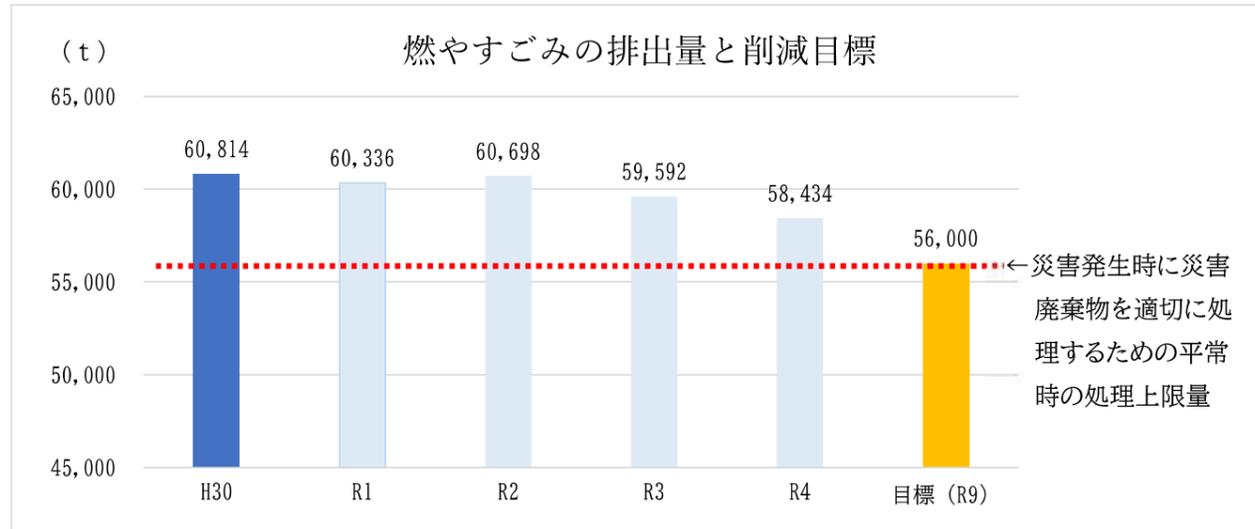
○厚さ：JIS規格に準じる。但し45L、70Lは0.03mm以上の丈夫な袋も製造する。

※「もやすしかないごみ」の表記について

「燃やす」のが、やむを得ないことを強調した名称案です。これをきっかけとして、皆様に資源物の回収や分別の徹底に御協力いただけることを願っています。皆様の御意見をお聞かせください。

1 燃やすごみの現状

小山広域管内の燃やすごみの排出量は、年間約 60,000t の横ばいで推移しています。



2 指定ごみ袋制度について

(1) 対象とするごみの種類

家庭及び事業所から排出される燃やすごみ(可燃ごみ)です。

(2) 制度の開始時期

令和6年10月1日から(令和7年4月1日から指定袋制度完全移行)

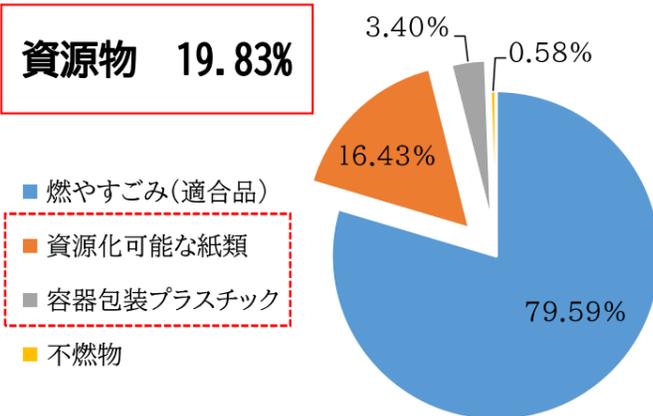
(3) 製造・流通・販売方法

指定の仕様を満たした袋を製造できる製造業者を募集のうえ認定・登録し、登録した複数の製造業者が指定袋を自由に製造・流通・販売する方法(製造業者認定方式)です。複数の製造業者が参入することで価格、流通の安定などの様々なメリットを期待しています。

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年10月～	住民説明会
令和6年 1月	指定ごみ袋制度基本方針(案)パブリックコメント
3月	指定ごみ袋制度基本方針 決定
4月以降	住民説明会等の開催
10月	指定ごみ袋制度導入(移行期間開始)
令和7年 4月	指定ごみ袋制度完全移行(移行期間終了)

燃やすごみの組成分析結果



令和9年度の供用開始を目指して現在整備を進めている新たな焼却施設を適切な規模にするため、他の自治体の事例を参考に年間5,000t(8.2%)の削減目標を立てて計画しました。

現在、燃やすごみの中には約20%程度の資源物が含まれていますが、このうち半分弱の回収に御協力いただければ達成できる水準です。



紙ごみが混入しています



雑誌が混入しています



プラごみが混入しています